

小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金 Q & A

Q 1. 申請できる人、申請要件は？

A. この補助金の対象者は、市内の介護保険サービス事業所（以下、事業所）に勤務する職員で、対象の介護支援専門員等法定研修（以下、研修）を修了した人になります。小林市外在住であっても、小林市内の事業所にお勤めであれば対象になります。
※申請書に勤務先の雇用証明を記載する必要があります。

Q 2. 申請のタイミングは？

A. 申請書に終了を証明する書類と受講料の支払いを確認できる書類を添付する必要があることから、研修修了日から1年以内に申請してください。

Q 3. 事業所（者）が申請できますか？

A. この補助金は、研修を受講（修了）した人に交付するもので、必ず対象者本人が申請してください。

Q 4. テキスト代や受講時の交通費は補助対象ですか？

A. この補助金は、研修の受講料（全額）のみが補助対象となります。なお、受講料に消費税が含まれる場合は、消費税を除いて申請してください。

※宮崎県介護支援専門員協会に確認したところ、主任介護支援専門員（更新含む）研修のみ消費税が課税されていると聞いています。

Q 5. ケアマネの資格が切れているのですが…

A. 再研修も補助対象となっていますので、受講（修了）して再度資格を有することが可能です。

Q 6. まだ資格を取得していませんが、この補助金を活用して資格の取得ができますか？

**A. 研修を修了した段階で、介護支援専門員の資格を有している
ので、申請可能です。**

**Q 7. 令和6年度に受講して、令和7年4月以降に修了しました。
対象になりますか？**

**A. 対象になります。修了日から1年以内の申請の方が対象とな
ります。**

**Q 8. ケアマネの業務をしていない有資格者ですが、資格更新（取
得）した場合も対象になりますか？**

**A. 現在、ケアマネとして勤務されている人以外でも、事業所に
勤務されていれば対象となります。**

問い合わせ先：小林市長寿介護課 自立支援グループ

TEL 0984-23-1140 mail k_kaigo@city.kobayashi.lg.jp